

「ダイヤモンドひばり会」会則

本格的な高齢社会を迎え、介護予防、健康寿命の延長、元気高齢者づくり等の必要性が高まっています。また高齢者の積極的な社会参加が求められていますが、それには、効果的なきっかけづくりが肝要です。従来、高齢者の体力作り・維持のためにはゲートボール等の軽運動があげられていましたが、ダイヤ財団は、より積極的に高齢者の体力作り・維持を図ることを目的として、若年者の間で普及しているエアロビックを応用した、高齢者向けのエアロビックプログラム「ダイヤモンド」の開発を行いました。

このダイヤモンドの普及のためダイヤモンドひばり会が発足しました。

(名称)

第1条 この会は「ダイヤモンドひばり会」という。

(事務所)

第2条 事務所は公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団（以下財団）の中に置く。

(目的)

第3条 この会は、高齢者向けのエアロビックプログラム「ダイヤモンド」の高齢者自身による普及活動に取り組み、高齢社会の要請に応えることを目的とする。

(活動内容)

第4条 会員は目的達成のために以下の活動を行う。

1. ダイヤモンドの普及活動
2. 自己技術の研鑽
3. その他、会の活動に必要な事業への参加

(活動報告)

第5条 会員は活動の結果を会長に報告する。

(会員の資格)

第6条 この会は財団が認定した、ダイヤモンド・インストラクターの内、第3条の目的に賛同するものを構成員とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、会の目的に賛同することを確認の上、会長が承認する。

(会費)

第8条 会員は会の運営のため一人につき年間2,000円の会費を納入する。

また、一都六県以外在住の入会希望者の会費は免除する。

ただし、10月以降の新入会員の当年度会費は半額とする。

(退会)

第9条 会員は会長に申し出て任意に退会することが出来る。その年の会費を6月末までに納めない場合自動的に退会扱いとする。ただし、いつでも再入会は妨げない。

(役員)

第10条 この会に次の役員を置く。

1. 会長1名を置く。会長は会員の互選により選任する。

2. 会長は会員の意見を徴し、次の役員を会員より指名する。

副会長

運営委員 若干名

事務局員 若干名（広報担当、配員調整担当、会計担当等）

監事

（役員任期）

第 1 1 条 会長、役員任期は原則 1 年とするが、再任は妨げない。

（運営）

第 1 2 条 この会は会長、役員が運営に当たる。運営に当たり役員会を必要に応じ開催し、総会は年 1 回開催する。

運営に当たり必要に応じ財団の助言を得る。

（会計・会計年度）

第 1 3 条

1. 会計年度は当年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日とする。

2. 他団体よりの活動助成金を受けた場合は特別会計にて処理する。

（会員の特典）

第 1 4 条 会員には次の特典がある

1. 普及活動への参加の斡旋、紹介を受けられる。

2. 普及活動の状況などの情報提供を受けられる。

3. 毎月開催の研修会・教室および財団主催の研究会に参加できる。

（改定）

第 1 5 条 本会則の改定は全員の意見を徴し、会長および役員が協議して行う。

（疑義）

第 1 6 条 本会則に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、会員の意見を徴し、会長および役員が協議して対応する。

（付則）

第 1 7 条 本会則は平成 2 8 年 4 月 2 2 日から実施する。

沿革

平成 1 5 年 4 月 1 日 制定

平成 1 5 年 5 月 1 日 6. 会費の項 改定

平成 1 6 年 7 月 1 日 2. (2) 項 追加

平成 1 8 年 3 月 1 日 全面改訂

平成 2 0 年 5 月 1 日 第 1 0 条 役員 の 項 改定（監事）

平成 2 2 年 5 月 2 8 日 会費の項 等改定

平成 2 4 年 4 月 2 7 日 第 8 条 会費の項 改定、第 1 4 条 4 項 削除

平成 2 7 年 4 月 2 4 日 第 6 条 会員の資格の項 改定、第 8 条 会費の項 改定、
第 9 条 退会の項 改定

平成 2 8 年 4 月 2 2 日 第 1 0 条 第 2 項 一部削除（指導委員）